

○山井委員 よろしくお願ひします。限られた十五分の時間ですので、端的に質問させていただきたいと思ひます。

まず、岡本議員もおっしゃったことなので質問にはしませんけれども、昨日、自見政務官にも心からお願いさせていただきましたが、保育士さん、学童保育の職員の先生方、そしてまた児童養護施設を始めとする児童福祉施設の方々に五万円の慰労金をぜひとも、医療機関、介護サービス、障害福祉サービスと横並びでぜひとも出していただきたいと思ひます。そうしないと、本当に子育ての現場の方々の士気も下がりますし、これは心からお願いをしたいと思ひます。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回の休業支援金、すばらしい考え方だと思います。ぜひとも対象を広げていただきたいと思ひます。

そんな中で、私もアルバイトをされている方々とお話しすると、少額の見舞金と呼んだらいいんでしょうか、少額のお金を休業なんだけれどももらっているという方がかなりおられるんですね。だから、そういう意味では、そういう見舞金的なものを一銭でも受け取っているとなると対象から外れてしまいます。

つひては、見舞金を受け取っている場合、月額幾らまでなら休業者支援金の支給対象となるのか、お聞きしたいと思ひます。

○加藤国務大臣 見舞金が何に基づいて払われているか等々、個別で随分違ってくるところであります。各種制度における賃金の範囲は、労務の対価性を基本として、事業主から支払われる金銭の性質に照らして個別判断を要することが基本であります。

しかし、今般の支援金は、先ほどもちょっと答弁させていただきましたように、できるだけ簡素な申請で、迅速な支給が求められているということでもありますから、支給前にあらかじめ個別に判断するというのをやっていたのでは、これはとても支給ができないというふうに認識をしております。

したがって、今回、休業手当が支払われていない労働者に対する支援という制度趣旨を踏まえながら、各種見舞金の支給状況あるいは社会通念に照らして不相当ではない範囲と考えられる、かなり高額であればそれは別でありますから、事業主から労働者への一定の金銭の支給については、本制度の支給事務において、事業主から労働者に支給する見舞金に相当する、逆に言えば、休業手当の支給が行われていない、こういう取扱いにしたいと考えております。

○山井委員 具体的には月額幾らになりますか。

○加藤国務大臣 具体的な金額をどうするかというのはなかなか難しいところでもありますけれども、民間企業における各種見舞金等の支給状況、あるいは、実際にアルバイトをされて、例えば大学生の皆さん方の平均のアルバイト収入が約三万円ということでもあります、そうしたことを総合的に勘案しながら、休業手当が支払われていない労働者に対する支援という本制度の趣旨、また、休業前賃金に比して過大なものとならないことを踏まえて、月額三万円以下かつ休業前賃金以下、休業前賃金を上回っていたら話は別ですから、以下ということで対応したいというふうに考えております。

○山井委員 できるだけ幅広に、特に中所得者の方々には三万円では不十分かもしれませんので、もうちょっと柔軟に対応していただければということをお願いさせていただきます。

それと、ちょっと確認ですが、この法案においては、労働者でありますから、高校生であれ、大学生であれ、夜間の高校生であれ、外国人留学生であれ、全て要件を満たせばこの支援金の対象となるという理解でよろしいですか。

○加藤国務大臣 まさに、支援金は、中小企業で働く方が事業主の命により休業させられ、賃金、まさに休業手当を受け取ることができない状況ということでもありますから、もちろん、雇用保険の被保険者であればもとより、以外の方も含め支給の対象になるということで、高校生だから、大学生だから、外国人留学生だからといって除外されるものではなくて、その方が当該条件に該当すれば当然支給の対象になるということでもあります。

○山井委員 これは、高校生、大学生、留学生の方々にとっては、大学を退学するかどうか、中退するかどうか

の、本当に人生がかかるところだと思しますので、ぜひ幅広くお願いをしたいと思います。

そのことに関連しまして、先日も大学生の方々からお話をお聞きしたんですが、完全な休業ではない、四月になって、五月になって、週五日だったアルバイトが週一日に減ってしまったとかですね。だから、その結果、月十萬円のアルバイト料があったのが月二萬円に減ったとか、こういうふうなケースがよくあるんですね。完全に仕事がゼロになったのではなくて、こういうケースの方が一般的だとさえ言えると思います。

事務方にお聞きすると、こういうケース、週五回だったアルバイトが週一回に減った、あるいは月十萬円だったアルバイトが五分の一に減って月二萬円になった、この場合は週四日分の休業ということでこの法案の対象になるというふうに聞いているんですが、そのような理解でよろしいですか。

○加藤国務大臣 基本的に、全期間が全て休業ということ、もちろんそういう場合もありますが、一般的には、例えば本来は週五日のところを二日休むとか三日休むとか、そういうケースがあります。したがって、そういう場合も当然対象になるということでもあります。

○山井委員 これは本当に、多くの方々が、休業者支援金がもらえるかどうかで生活が変わる、人生が変わるぐらいの非常に重要な制度だと思います。ついては、もう本当に喉から手が出るぐらい、早く制度が始まって支給していただきたいと思うんです。

具体的には、これは恐らく木曜日か金曜日に成立するんだと思いますが、成立した場合、できるだけ早く受け付けを開始して、そして、受け付けをしたらできるだけ短期間で支給していただきたいと思います。成立後、何日以内をめどに受け付けを開始して、受け付けたケースは、めどで結構ですが、何日以内をめどに支給することを目指すのか、お答えください。

○加藤国務大臣 いずれにしても、できるだけ早くに我々もスタートさせたいというふうに思っております。制度の詳細等も今検討しております。

また、申請の受け付け時期等は未定ではありますが、今のスケジュールで成立を図っていただければ、一カ月以内でぜひスタートを切りたいと思っておりますし、また、支給に関しても、申請から支給まで雇調金そのものも二週間以内、ちょっと今申請がふえているのでややおくれ気味でありますけれども、それで対応するという事を申し上げておりますので、今後、新たな支援金についても二週間ということを目途にやらせていただきたいと思っております。

ただ、若干、最初、スタートのところは相当、一遍に来ることが、申請が集中することが予想されますので、その辺はしっかり我々も体制を整えながらやっていきたいというふうに思っておりますが、やや、スタートのところでは若干それよりずれるかもしれませんが、できる限り二週間を目途に体制を組み、処理をしていきたいというふうに考えています。

○山井委員 本当に私も祈るような思いであります。

六月十二日金曜日にこの法案が成立する予定だと思いますが、ということは、一カ月以内ということは、七月十二日前後に受け付けが開始され、それから二週間という七月二十六日。細かいことを申し上げますが、早ければ七月末から支給が開始できることを目指す、そういうスケジュール感でよろしいですか。

○加藤国務大臣 七月末から支給。できる限り、スタートを一カ月以内ということでもありますから、それから二週間ということですから、遅くとも七月末ぐらいには既に、一部の人になるかもしれませんが支給がスタートしている、始まっている、こういう状況には遅くともしていききたいと思っております。

○山井委員 どうか本当によろしく願いいたします。

それで、私もいろいろな方々とお話ししているんですが、問題は休業の証明書なんですね。もちろん簡単に休業証明書をもらえるところもあるでしょうけれども、例えば、ケースによっては、ブラック企業と言っては失礼ですけども、何らかの事情で事業主が休業証明書を出してくれないお店や職場、あるいは、例えば高校生でしたら、あるいは留学生でしたら、お店に休業証明書を出してくださいというのを言いづらいかもしれないんですよ、やはり人間関係として。ということとか、あるいは、そのお店自体も休業に入ったり、お店自体がかなり傾いているかもしれないときに、余りそういう書類がどうだとかいうことを言いづらいというケースはやはり多々あると思うんです。

そういう場合は、休業証明書がなくても、労働者が通帳などで休業や減収を証明できれば対象にすべきではないかと考えますが、支援金を申請する際の手続きにはどのような項目を記入せねばなりませんか。よろしくお願ひします。

○加藤国務大臣 申請書は本当に簡単にさせていただこうと思っております。もちろん、氏名、住所等々、振り込むべき口座、あるいは、どのぐらい働いているかという簡単なもの、あとは、本人からいわばこれに間違いがありませんというそうしたもの、加えて、今お話がありましたけれども、事業主からは別に休業証明書みたいなものを我々は想定しているわけではなくて、事業主からもこういうことになっていますよということでサインをいただく、そういったものをまずは想定させていただいております。

ただ、御指摘のように、それすら応じていただけないというケースもあると思いますので、労働者、申請する人に不利益が生じないような仕組みを考えていきたい。具体的には、企業側の署名というかがなくても私どもとしては受け付けさせていただいて、ある意味では私どもの方から事業主に対して確認をするとか、そういったやり方も考えられるのではないかとこのように思っております。

ただ、もちろん、全部がそろった場合に比べて若干、その手間分だけちょっと支給時期がずれるということはあるかと思いますが、そういったこともしながら、基本的に簡素な仕組みで迅速な支給が図られる、やはりそうした方々にきちんと支給していくということをベースに制度を設計し、運営を行っていきたいというふうに考えています。

○山井委員 これは本当に重要な制度だと思うんです。この制度があることで、例えば、アルバイトができなくなって高校も中退しないとだめだという相談の手紙も私はいただいたりしましたし、アンケートでは、大学生の二割から三割が退学か休学を考えているということなんですね。そういう意味では、この制度の対象になるかどうかで人生が変わる方もたくさんおられると思います。

厚かましいお願ひかもしれませんが、やはり、高校生、大学生、留学生の方々にとってもなかなか、申請するのはちょっと勇気が要ると思うんです。本当に申請していいのという思いがあると思うので。加藤大臣にお願いなんです、高校生、大学生、留学生に、こういう制度をつくったからぜひ要件に当たる方は申請してください、申請していいですよ一言言っていただけませんか。高校生、大学生、留学生は、本当にこういう制度を使えるのか、使っていいのか、使うのは悪いことなんじゃないかというのがやはりあると思うんです。

ぜひ加藤大臣から高校生、大学生、留学生に、こういう制度ができたからぜひ積極的に活用してくださいということを一言言っていただけませんか。

○加藤国務大臣 ありがとうございます。

まず、基本的には、先ほどからさんざん申し上げております、まず、企業側には雇用調整助成金等を活用して企業から休業手当をまず払っていただきたいということをお願いしたいと思いますが、その上で、休業を命じられながら休業手当が支給されていない、今言われた高校生、大学生、外国人留学生を含めて働いているの方々、そうした方々の生活を守っていく、雇用を守っていくということで今回の制度をつくらせていただいておりますので、ぜひこの制度をしっかり活用していただきたいと思ひますし、そうした皆さんが申請しやすいような申請書に、我々は今一生懸命努力もしております。

また、書き方等もウェブにアップして動画等によって見ていただく、そうしたことを通じて、しかも、郵送や、オンラインはちょっと今調子が悪いんですけれども、オンラインを含めて、窓口に行かなくても申請ができる、こういう仕組みにもなっていますので、ぜひその辺をよく理解いただいて、それぞれの皆さんがそれを活用していただいて、生活を守っていただく、そして雇用を守っていただきたいというふうに思ひます。

○山井委員 最後になりますが、最初のことに戻りますが、この慰労金、保育士さん、児童福祉施設、学童保育の指導員さんにぜひともこの五万円の慰労金をお願いしたいと思ひます。切なる切なるお願ひです。予備費を使って今後はぜひともお願ひしたいと思ひます。そのことについて答弁をお願いいたします。

○加藤国務大臣 先ほども御指摘をいただきました。先ほど申し上げたように、全ての働いている方々は、感染リスクの中で、御本人のリスク、そして相手に対して感染させてはいけないという、さまざまなプレッシャーの中で仕事をしていただいているわけでありまひす。それは、先ほど申し上げた、我々としても、そうした皆さんがお

られるから社会が回り、そしてそれぞれの皆さん方の生活が成り立っている、心から感謝をしなければならないと思います。

そこで、今回の慰労金はどういう考え方で支給させていただくのかという整理の中で、私どもとしては、感染のリスクにさらされているというだけではなくて、やはり、感染すると重症化するリスクが高い患者さんや利用者との接触を伴い、継続して提供が必要なサービスであるということ、この点をもって判断基準とさせていただき、対象として、医療機関、介護、障害サービスの事業所で勤務し、患者、利用者と接する一定の職員とさせていただいたところでございます。

もちろん、保育所で働いている皆さん方が子供さんに対する感染防止等について十分な対応をしていただき、また心を配っていることは承知をさせていただいているところでありますけれども、こうした制度は一つの考え方でどこかで線を引かなきゃならないというのは、これはぜひ御理解いただけることだろうというふうに思いますし、我々としては今回は今申し上げた考え方で制度をつくらせていただいているということでもあります。

○山井委員 ぜひともお願いします。

ありがとうございました。